

魚介類の名称のガイドライン一部改正案等に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
魚介類の名称のガイドライン一部改正案について	
＜魚類の一般的名称例の追加に関する意見＞（４件）	
・オオヤセムツ (<i>Epigonus telescopus</i>) の一般的名称例を消費者庁による改正案では「カージナルフィッシュ」のみとされているが、これは英名のカタカナ名であるので当然認められるべきではあるが、消費者にとって全くなじみのないカタカナ名のみではなく、「ニュージーランドムツ」と「ミナミムツ」も合わせて一般名称例として複数掲載してほしい。（２件）	御意見ありがとうございます。 魚介類の名称のガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)において、魚介類の名称は、標準和名で表示することを基本としています。 この度の改正案作成に係る検討会におきましても、原則として、標準和名の存在する種については、標準和名を名称として表示することとし、これに代わる一般的名称については、ガイドラインに、現状において広く一般に使用されている実態のある名称を例示していくこととされたところです。 「ニュージーランドムツ」と「ミナミムツ」は新称であり、ガイドライン別表２の「左欄に代わる一般的名称例」の例示としては、適当ではないと考えています。
・ミナミユメカサゴ (<i>Helicolenus percooides</i>) の一般的名称例を消費者庁による改正案では「シーパーチ」のみとされており、これは英名のカタカナ名であり、すでに一般的名称例に掲載済みであるが、同カタカナ名は消費者にとって全くなじみのないもの（一般の人には魚であるかも分からない）であるから「ニュージーランドカサゴ」および「カサゴ」を名称例として複数掲載してほしい。（２件）	御意見ありがとうございます。 ガイドラインにおいて、魚介類の名称は、標準和名で表示することを基本としています。 この度の改正案作成に係る検討会におきましても、原則として、標準和名の存在する種については、標準和名を名称として表示することとし、これに代わる一

	般的名称については、ガイドラインに、現状において広く一般に使用されている実態のある名称を例示していくこととされたところです。 「ニュージーランドカサゴ」は新称であり、ガイドライン別表2の「左欄に代わる一般的名称例」の例示としては、適当ではないと考えています。 また、「カサゴ」は、<i>Sebastiscus marmoratus</i>の標準和名であり、御指摘の魚種の一般的名称としては不適切であると考えます。
＜季節名の表示に関する意見＞（1件）	
・今回、新たに「季節名は日本国内でのその時期の呼び名であり、輸入される外国産魚類には季節名を表示できません。」との文言が追加されたが、「ロシア産秋鮭」のように、 ・産卵のために母川の沿岸に回帰してきた白鮭を示す用語として広く定着 ・特に品質の優位性を示すものではない 等の理由により、誤認を与える可能性が低いと考えられる場合は季節名の表示を認めていただきたいと考えております。	御意見ありがとうございます。 従前から、輸入される外国産魚類には季節名を表示できないと解釈してきており、この度の改正案作成に係る検討会において、この解釈について了承を得るとともに、ガイドラインに明文化して記載することとされたことを受け、当該文言を追加しました。 ガイドラインを参照していただき、適切な表示となるよう御協力願います。
＜ガイドライン別表2に関する意見＞（1件）	
・海外漁場魚介類及び外来種については、表に「使用できない名称例」とされたことで、「使用できる名称」以外は使えないという主旨が明確になり良いと思います。	御意見ありがとうございます。
＜今後の見直しに関する意見＞（1件）	
・事業者が表示する際の唯一の拠り所となっている「魚介類の名称のガイドライン」が、平成19年から10年以上も見直しが行われなかった。魚介類の輸入や流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更など、魚介類の名称を巡る状況が変化していることが明らかであることから、今後、消費者庁は、食品の輸入の実態等の表示状況を把握し、細かに見直しを行っていくべきである。	御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、今後の見直しについて、検討してまいります。

＜その他の御意見＞（１件）	
・ガイドライン別表２にて、「左欄に代わる一般的名称例」から削除された名称が散見されますが、引き続き使用できるという理解でよいですか。	御意見ありがとうございます。 ガイドライン別表２の「左欄に代わる一般的名称例」に掲載された名称は例示であり、例示された名称以外は使用できないということではありません。一般的な名称として適切かどうかは、ガイドラインの記載に基づいて判断いただくことになります。
魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領案について	
＜賛成意見＞（１件）	
・魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順実施要領(案)は、「名称」が必須記載事項にあって記載名に悩む水産物が多い昨今、食品関連事業者が直接に申請できることは良いと思います。より分かりやすい標準和名を申請できる制度に賛同いたします。	御意見ありがとうございます。
＜対象範囲の拡充に関する意見＞（１件）	
・標準和名が付けられていない種について、事業者が新たな標準和名を提唱する手順が示されたことは、現在の情勢等に対応し、わかりやすい表示を行う助けとなる。魚類だけでなく、近年様々な種類が輸入されているエビ類、貝類などにも、早急に整備されたい。	御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、検討してまいります。
＜その他の御意見＞（１件）	
・「魚類の新たな標準和名提唱申請書」の「候補名」欄に記入できるのは１候補名のみか。	御意見ありがとうございます。 候補名を１つに限定するものではありません。